

## 退職手当支給条例施行規則の改正内容

### 1 失業者の退職手当の受給資格要件の改正に伴う在職票の交付要件の改正（第17条、第29条第2項、第30条第1項）

(1) 内 容 失業者の退職手当の受給資格要件を勤続期間12月以上あることに改正したことに伴い、新潟県市町村等職員在職票（様式第14号）の交付の要件を勤続期間12月未満とした。

(2) 施行日 平成19年10月19日

## 2 船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴う関係規定の改正

(第 23 条第 2 項から第 4 項、第 35 条第 3 項、第 36 条第 3 項、様式第 22 号)

(1) 内 容 退職手当支給条例において船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除したことに伴い、船員保険法に関する規定を削除した。

(2) 施行日 日本年金機構法の施行の日